

## 付 議 第 1 号

### 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する 規則議案

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求める。

#### 高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

# 別紙

## 教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月 日

高知県教育長 田村 壮児

高知県教育委員会規則第 号

### 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第16条に次の1項を加える。

6 奨学生が第2項に規定する納期限までに奨学金を返還しなかつたときは、貸与を受けた奨学金の全額（当該奨学金の一部が返還されている場合にあっては、当該返還されている額を控除した額）を一括して返還させることができる。

別記第1号様式の3の2中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は」に改める。

別記第13号様式中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は」に、

「住 所  
氏 名 ㊞」

を

「住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊞」

に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第3条第3項の規定により平成29年4月1日前に同項の申請書を提出する場合における同項第1号の誓約書については、この規則による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第1号様式の3の2によることができる。

## 参考資料 1

### 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する 規則議案説明

#### 1 改正の目的及び理由

高等学校等奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、貸与残額の一括返還を求めることができるよう規定を追加し、貸与申請者等からあらかじめ同意を得ようとするとともに、必要な文言の整理をするものである。

#### 2 施行期日

公布の日

新 旧 対 照 表

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

本則

## (返還の方法)

第 16 条 賦

2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る約定期限は、月賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日(当該月末日が当該返還に係る指定金融機関等の休業日に当たるときは、当該休業日後の最初の当該指定金融機関等の営業日)とする。

3~5 賦

6 奨学生が第2項に規定する約定期限までに奨学金を返還しなかつたときは、貸与を受けた奨学金の全額(当該奨学金の一部が返還されている場合にあつては、当該返還されている額を控除した額)を一括して返還させることができることとする。

本則

## (返還の方法)

第 16 条 賦

2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る約定期限は、月賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日(当該月末日が当該返還に係る指定金融機関等の休業日に当たるときは、当該休業日後の最初の当該指定金融機関等の営業日)とする。

3~5 賦

## 新 第1号様式の3の2 (第3条關係)

誓約書

高知県教育長 様

年 月 日

年 月 日

第1号様式の3の2 (第3条關係)

誓約書

申請者	フリガナ 氏名	④ 生所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
保護者※1	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
申請者との關係	職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
申請者との關係	職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
申請者との關係	職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
申請者との關係	職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号

高知県高等学校等奨学生の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学生の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、英学生としての義務を誠実に果たします。  
 保護者においては、申請者に対して、高知県高等学校等奨学生の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学生の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、英学生としての義務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようになります。  
 連帯保証人においては、貸与を受ける奨学生の返還の義務について、申請者と連絡して負担します。  
 申請者及び連帯保証人においては、貸与を受ける奨学生の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異論はありません。  
 申請者、保護者及び連帯保証人においては、高知県高等学校等奨学生の貸与の申請時から当該奨学生の返済の完了までの間ににおける当該奨学生に係る事務処理上必要があると認められたる関係機関に対する陳述の実施について同意します。

備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。  
 ※2 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。  
 ※3 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

高知県教育長 様

申請者	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
保護者※1	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
申請者との關係	職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
申請者との關係	職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号
申請者との關係	職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ 氏名	④ 住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号

高知県高等学校等奨学生の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学生の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、英学生としての義務を誠実に果たします。  
 保護者においては、申請者に対して、高知県高等学校等奨学生の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学生の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、英学生としての義務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようになります。  
 連帯保証人においては、貸与を受ける奨学生の返還の義務について、申請者と連絡して負担します。  
 申請者及び連帯保証人においては、貸与を受ける奨学生の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異論はありません。  
 申請者、保護者及び連帯保証人においては、高知県高等学校等奨学生の貸与の申請時から当該奨学生の返済の完了までの間ににおける当該奨学生に係る事務処理上必要があると認められたる関係機関に対する陳述の実施について同意します。

備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。  
 ※2 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。  
 ※3 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

## 第13号様式(第14条関係)

高知県高等学校等奨学生金借用証書  
新

借用金額\_\_\_\_\_円

高知県高等学校等奨学生金として上記金額を借用しました。  
 つきましては、高知県高等学校等奨学生金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学生金の貸与に關する特別施行規則の規定を守り、借りなく返還します。  
 なお、高知県高等学校等奨学生金の返還の完了までにおける当該奨学生金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する照査の実施について同意することともに、当該奨学生金の返還を立2たときは、強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。

高知県教育長

年月日

奨学生 奨学生決定番号 郵便番号  
住 所 フリガナ 氏名 電話番号

連帯保証人 奨学生 好便番号  
住 所 フリガナ 氏名 電話番号  
生年月日 好学生との關係  
職業 勤務先(会社名等)

連帯保証人 好便番号  
住 所 フリガナ 氏名 電話番号  
生年月日 好学生との關係  
職業 勤務先(会社名等)

備考 1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。  
 2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

## 第13号様式(第14条関係)

高知県高等学校等奨学生金借用証書

借用金額\_\_\_\_\_円

高知県高等学校等奨学生金として上記金額を借用しました。  
 つきましては、高知県高等学校等奨学生金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学生金の貸与に關する特別施行規則の規定を守り、借りなく返還します。  
 なお、高知県高等学校等奨学生金の返還の完了までにおける当該奨学生金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する照査の実施について同意することともに、当該奨学生金の返還を立2たときは、強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。

年月日

高知県教育長

奨学生 好学生決定番号 郵便番号  
住 所 氏名 電話番号

連帯保証人 好学生 好便番号  
住 所 氏名 電話番号  
生年月日 好学生との關係  
職業 勤務先(会社名等)

連帯保証人 好便番号  
住 所 氏名 電話番号  
生年月日 好学生との關係  
職業 勤務先(会社名等)

備考 1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。  
 2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。